

令和 6 年 7 月 31 日



貝塚市

総合政策部 魅力づくり推進課
広報・シティプロモーション担当
藤木・遠藤
TEL:072-433-7059
FAX:072-433-7233

職員の懲戒処分について

令和 5 年度に本市建築住宅課において不適切な事務処理が行われた件につきまして、令和 6 年 7 月 31 日付で、下記の通り懲戒処分をいたしましたのでご報告いたします。

記

1. 懲戒処分

① 建築住宅課課長補佐 41 歳

【処分】減給 1/10（3 カ月）

【理由】修繕工事完了前に完了したものと偽りの書類を作成し、請負金額を支出したことは、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）ならびに同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反したため。

② 建築住宅課主幹 60 歳

【処分】減給 1/10（1 カ月）

【理由】修繕工事の完了を確認せず、検収及び物品管理カードならびに支出命令書に検収者印を押印し、事業者へ支払いの事務処理をしたことは、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）ならびに地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反したため。

③ 上下水道営業課課長（令和 4 年度及び令和 5 年度 建築住宅課課長） 52 歳

【処分】減給 1/10（1 カ月）

【理由】市営住宅における修繕業務に係る不適切な事務処理について、貝塚市事務決裁規程第 7 条第 5 項（課長の職責）を十分に果たしておらず、契約における適正な検査の執行について所属長として、必要な管理監督ができていなかったため。

2. 事案 【令和 5 年 10 月 31 日「修繕業務に係る不適切な事務処理について」報道提供済み】

市営住宅の修繕業務の請負契約において、請負業務完了後に支払うべき請負代金を、業務が完了したと虚偽の事務処理を行い、市から事業者を支払わせたもの。

令和 5 年 1 月 25 日	1,310,672 円の請負契約（5 件・随意契約）
令和 5 年 5 月 25 日	請負契約金額の全額支払い（5 件中 4 件工事未着手）
令和 5 年 10 月 13 日	事業者の代理人弁護士から自己破産申立の連絡

問合せ先 総務部 人事課
TEL 072-433-7326
担当：五十嵐・奥野・古川